

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和7年2月18日

大阪府「宿泊税」の変更

大阪府から協議のあった法定外目的税の変更について、本日付けで同意することとしましたので お知らせします。

変更後の大阪府宿泊税の概要は以下のとおりです。

課	税	寸	体	大阪府
税	目		名	宿泊税(法定外目的税)
課	税	客	体	大阪府内に所在する宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所営業に係る施設 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業(特区民泊)に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業(民泊)に係る施設
税	収の	使	途	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高める とともに観光の振興を図る施策に要する費用に充てる
課	税	標	準	上記施設における宿泊数
納	税 義	務	者	上記施設における宿泊者
税			率	一人一泊について、宿泊料金が ・ <u>5千円</u> 以上1万5千円未満 … <u>200円</u> ・1万5千円以上2万円未満 … <u>400円</u> ・2万円以上 … <u>500円</u>
徴	収 :	方	法	特別徴収
収	入 見	込	額	(平年度)約80億円
課	税免	除	等	宿泊料金が一人一泊 5,000 円未満の宿泊修学旅行等の参加者(引率者も含む)
徴	兇費用.	見込	額	(平年度)約2.7億円
課和	党を行	う期	間	条例施行後5年ごとに見直し規定あり

※下線部が変更箇所を示す。

- ・令和6年11月5日 大阪府議会にて条例案可決
- 令和6年11月25日 総務大臣協議
- · 令和7年 2月18日 総務大臣同意
- 令和7年 9月 1日 改正条例施行(予定)

連絡先

自治税務局企画課

担当:間宮企画官、佐久間係長、岩切

電話:03-5253-5658

Eメール: zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。